

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

別所合同宿舎の空き室及び駐車場の空き区画を使用する者

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記3の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込

公募に参加を希望する者は、申込書類を財務省近畿財務局ホームページ「<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>」から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

(1) 申込方法

持参若しくは郵便（配達証明郵便等の記録が残るものに限る）による。

(2) 受付場所

滋賀県大津市京町3丁目1-1
大津びわ湖合同庁舎7階 近畿財務局 大津財務事務所 管財課事務室

(3) 受付期間

令和6年12月23日（月曜日）～令和6年12月25日（水曜日）
9時～12時、13時～16時30分
（受付は、持参の場合は16時30分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。）

4. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和6年12月13日

財務省近畿財務局大津財務事務所長 日野 幸男

公 募 要 項

別所合同宿舎の空き室及び駐車場の空き区画を使用する者の募集 に関する要項

別所合同宿舎の空き室及び駐車場の空き区画を活用することといたしました。
この公募要項のとおり使用者を選定しますので、参加を希望される方は本書をよく読み、内容をご承知のうえ参加して下さい。

1. 公募に付する事項（提案を受ける事項）

(1) 使用者を公募する物件（使用許可の対象宿舎）

別所合同宿舎	
所在地（住居表示）	滋賀県大津市御陵町1
居室	3戸（10号棟1011・1012・1013号室）
駐車区画（車室）数	13区画

※ 使用許可の箇所については、別添「別所合同宿舎平面図」「間取り図」でご確認下さい。

(2) 公募の条件

①建物利用の条件

- ・企業や団体（個人事業主を含む）が業務を行うための事務所用スペース（付随する軽作業を含む）として利用してください。
- ・本件建物は、別所合同宿舎の一部ですので、入居者の生活に支障がないように配慮や注意をしてください。また、作業に伴う騒音・臭い・振動等で住民とトラブルになることが無いよう注意するとともに、トラブルが生じた場合は、当事者相互の話し合いにより解決していただくこととなります。
- ・使用許可された建物を他の者に転貸したり、旅行者等に宿泊サービスとして提供したりすることはできません。
- ・水道は1012号室のみ使用可能、電気は3部屋とも使用可能ですが、ガスは3部屋とも使用できません。
- ・水道及び電気の使用契約は、使用許可後、使用者の負担責任において手続きしてください。
（水道…大津市企業局お客様センター TEL077-528-2603、
電気…関西電力 TEL0800-777-8810）
- ・使用を許可された建物の所在する宿舎の入居者から構成される自治会等に対し、共益費（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）を支払っていただく必要があります。
- ・築年数が古く、畳やふすま等の劣化がありますが、現状での貸付けとなります。
- ・使用許可終了時に、原状回復を行っていただく必要があります。
- ・居室内部の様様替えについては、事前に書面で近畿財務局大津財務事務所に申し出、承認されたもののみ使用者の負担において行うことを認めます。ただし使用許可終了時に、原状回復を行っていただきますので、様様替え前の写真、材質等を保管願います。

②土地利用の条件

- ・使用方法は、「区画内に全体を収容できるサイズの車両の駐車」に限ります。土地の掘削、形状変更、工作物等の設置はできません。
- ・使用する場合の区画数は上記（1）のとおりです。
- ・自動車やバイク等で宿舎の構内道路を通行する際は、スピードを落とし事故の起こらな

いように注意してください。また、宿舎と外周道路との出入りに当たっては、子供や歩行者の飛び出しに注意するなど安全確認を敢行してください。

③使用できる場所

使用者が使用できる区画は、近畿財務局が指定する場所とします。別添「別所合同宿舎平面図」「間取り図」でご確認ください。

④使用許可の期間

使用許可期間は、令和7年2月10日から令和9年3月31日までとします。

ただし、必要に応じ2年を超えない期間で一度に限り期間の更新を行うことができます。

(継続を希望される場合は、あらかじめ許可申請していただいた上で令和9年4月1日に再許可することになります。)

⑤使用料

(金額)

国が設定する最低使用料(年額)以上の額(非公表)で、使用者が提案する額(提案価格)に消費税相当額を加えたもの。したがって、提案価格は税抜き額を記載願います。

※ 使用許可期間は約26ヶ月としていますが、提案価格は12ヶ月分(1年分)を記載願います。

※ 居室の面積は、1011号室 40.55㎡、1012号室 45.28㎡ 1013号室 67.74㎡
計153.57㎡

駐車区画は、1区画の区画幅(車室幅)概ね2.5m、区画面積は12.5㎡
 $12.5\text{㎡} \times 13\text{台分} = 162.5\text{㎡}$
です。

(算定期間)

- ・原則として1年分の使用料を算定します。
- ・当初の使用料適用期間(1年)満了後の使用料については毎年度改定を行います。当初の提案価格が国で算定した使用料を下回る場合には、国が算定した額を年額使用料とします。なお、使用料の改定を行う場合には、改定後の年額使用料を適用開始日の10日前までに文書により国から通知します。
- ・使用許可を取り消すことになった場合等については、使用者が原状回復した日までの日数により、年額使用料を日割計算した額を使用料とします。

(支払時期)

- ・使用料は、国の発行する納入告知書により、指定する期限までに全額納入してください。
第1回は、令和7年2月10日から令和7年3月31日分使用料、第2回は令和7年4月1日から令和8年3月31日分使用料、第3回は令和8年4月1日から令和9年3月31日分使用料を、指定する期限までに前納いただきます。

⑥その他、使用条件など

「国有財産使用許可書(案)」の条項を確認願います。

2. 使用者の応募資格要件

次の各号に定める内容を全て満たす使用者が応募できるものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている

- 者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 国税及び地方税を完納していること。
 - (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
 - (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (11) 下記 3 の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込手続

申込書類を財務省近畿財務局ホームページ「<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>」より入手し、必要事項を記入の上、下記受付期間内に持参若しくは郵便(配達証明郵便等の記録が残るものに限る)により、応募申込を行うこと。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(1) 受付期間

令和 6 年 12 月 23 日(月曜日)～令和 6 年 12 月 25 日(水曜日)

9 時～12 時、13 時～16 時 30 分

(受付は、持参の場合は 16 時 30 分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。)

(2) 受付場所

滋賀県大津市京町 3 丁目 1-1

大津びわ湖合同庁舎 7 階 近畿財務局大津財務事務所管財課事務室

(3) 必要書類(各 1 部)

「法人、個人共通」

① 応募申込書(様式第 1 号)…※他の書類とは別に封書に封印のうえ提出してください。

② 誓約書(様式第 2-1 号・第 2-2 号)

「法人の場合」

③-1 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(書類提出前 3 ヶ月以内に発行のもの)

③-2 納税証明書(その 3 の 3 「法人税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書(書類提出日以前 3 ヶ月以内に発行のもの))

「個人の場合」

④-1 履歴書(本人、従業員・任意様式)及び住民票(書類提出日以前 3 ヶ月以内に発行のもの)

④-2 納税証明書(その 3 の 2 「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書(書類提出日以前 3 ヶ月以内に発行のもの))

(4) 質問の受付等

質問については、(様式第3号)「別所合同宿舎の空き室及び駐車場の空き区画を使用する者の募集に関する質問書」に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。

また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、希望者すべてにメールにて回答します。質問がない者であっても、回答書の送付を希望する場合はその旨を以下「質問書送付先」へメールにて送信してください。

質問書送信先：ootsu-kanzai@kk.lfb-mof.go.jp

(オ オ ティ エ ユ ハイフン ケー エー エヌ セット エー アイ @ ケイ ケイ. エル エフ ビー ハイフン エム オー エフ. ジー オー. ジェー ビー)

質問書締切日：令和6年12月19日(木曜日)17時まで

質問に対する回答予定日：令和6年12月20日(金曜日)16時頃

4. 使用者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、使用者を決定します。
- (2) 応募申込書に記載の金額(消費税及び地方消費税を含まない)により、令和6年12月26日(木曜日)午前10時00分から、近畿財務局大津財務事務所会議室において見積り合わせを実施します。
- (3) 国が設定する最低使用料以上の額で、かつ、その提案価格が最高となる価格で応募申し込みを行った者を、当該公募物件にかかる使用者とします。
なお、国が設定する最低使用料以上の額でない場合、その場において再度見積り合わせを実施します。その際、応募者本人が再提出できない場合は、委任状を提出の上、応募申込書を提出してください。(5回限度)
- (4) くじによる使用者の決定
最高となるべき提案価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより決定します。
- (5) 使用者の決定
使用者の決定は、令和6年12月26日(木曜日)の予定となります。

5. 使用許可申請の手続

使用者に決定した者は、令和7年1月28日(火曜日)までに、「国有財産使用許可申請書」を近畿財務局大津財務事務所管財課へ提出してください。

6. 使用者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用者が応募者の資格を失った場合。

7. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用者の負担とします。
- (2) 使用者は、事前に合同宿舎の自治会に使用計画の説明を行ってください。
- (3) 近畿財務局大津財務事務所が使用許可を行う際に付する条件について、遵守してください。(使用許可に関する一般事項は、「国有財産使用許可書(案)」に記載。)
- (4) 使用許可の無効
使用許可申請する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の申請は無効とします。
- (5) 使用許可の取消
使用者が不正の手段により許可を受けたことが判明したときは許可を取消します。また、使用許可条件のほか、当該募集要項の各規定に違反したときは許可を取消す場合があります。

(6) 返還方法

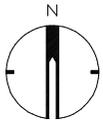
使用許可を終了した場合又は取消された場合・無効とされた場合は、速やかに、①②に該当するものを除き原状回復すること。原状回復に要する費用は全て使用者の負担とします。(原状回復が遅れたことで近畿財務局大津財務事務所に損害が生じた場合は、使用者はこれを賠償しなければなりません。)

- ① 通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化
- ② 使用者の責めに帰することができない事由による損耗

募集に関する問い合わせ先

財務省近畿財務局大津財務事務所管財課 担当 中村、栗林
滋賀県大津市京町3丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎 7階
電話 077-522-3768

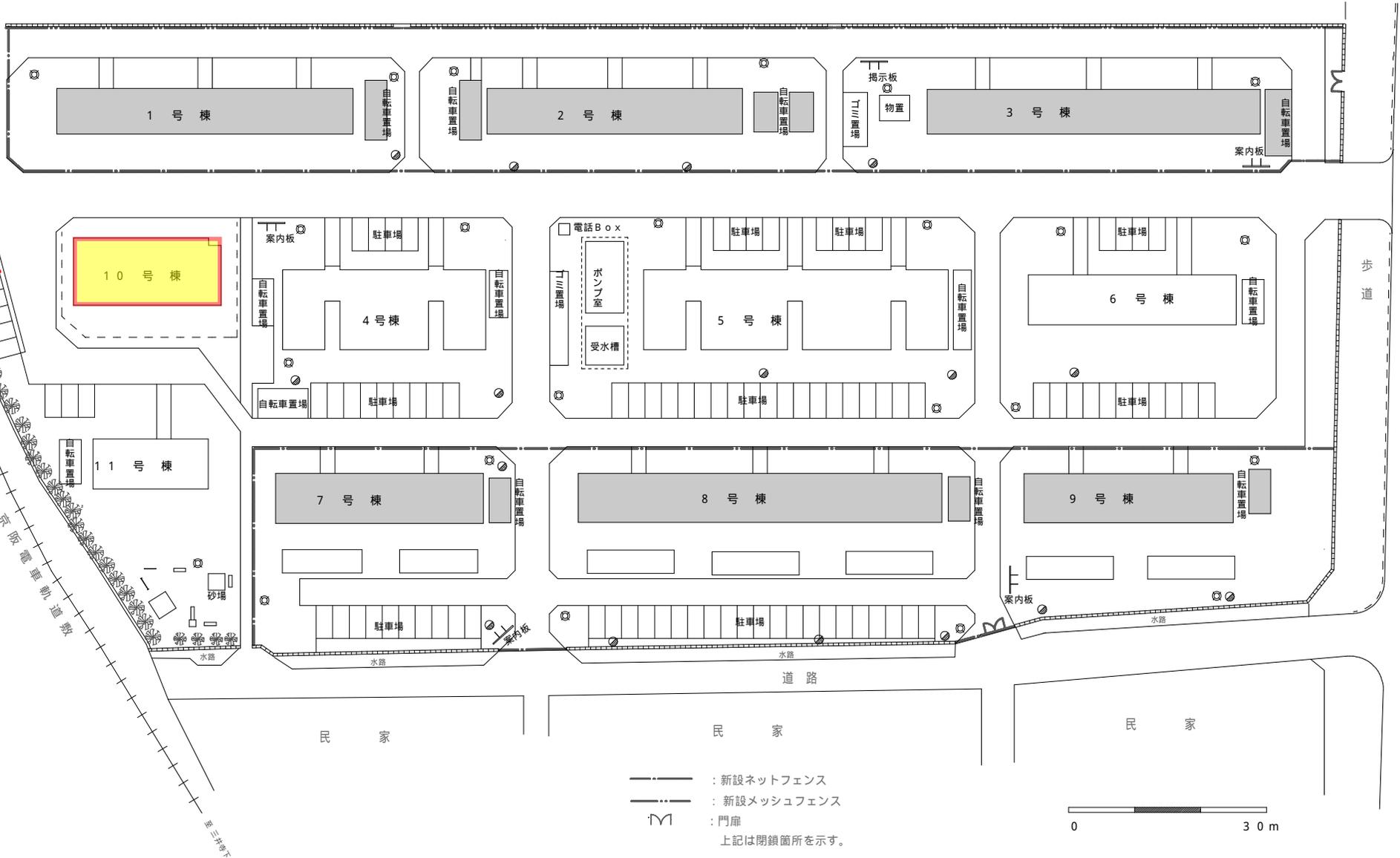
皇子山競技場



至別所

13区画

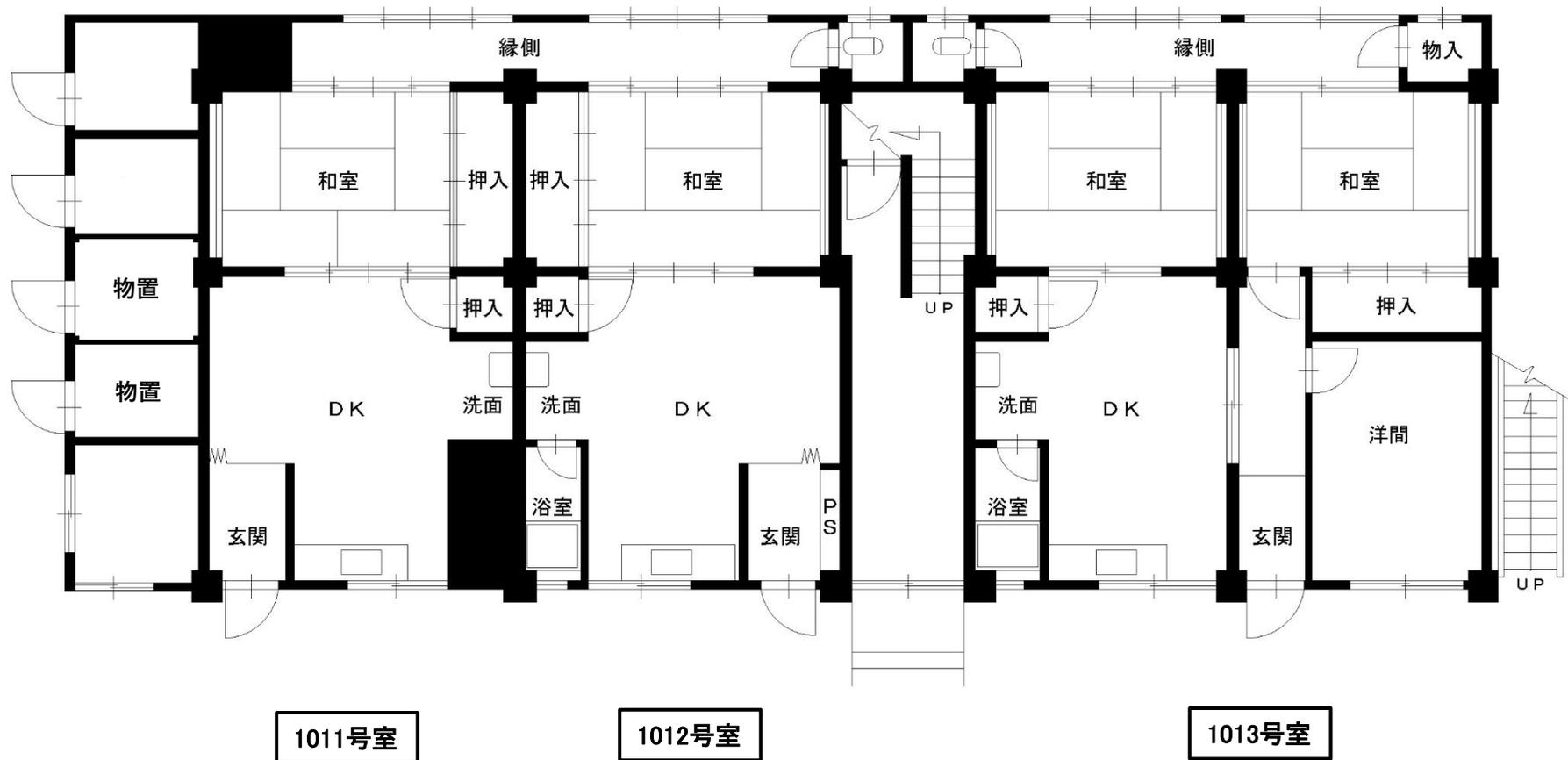
県立大津商業高等学校



別所合同宿舍平面図

所在地: 滋賀県大津市御陵町1

別所合同宿舎 10号棟【1011・1012・1013号室】間取り図



各 種 樣 式

(様式第1号)

応募申込書

令和 年 月 日

近畿財務局

大津財務事務所長 殿

応募者

住所又は所在地

氏名又は名称

提案内容

使用用途 事務所（付随する軽作業を含む）用スペースとして使用

所在地 滋賀県大津市御陵町1 別所合同宿舎

区分 ①建物 ②土地

数量 ①居室 3戸 計 153.57 m²

②駐車区画 13台分 計 162.5 m²

提案価格

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	壱
	万	万	万					

(①建物及び②土地の使用料年額合計（税抜き）を記入してください)

注意

- 住所（又は所在地）と氏名（又は名称）は住民票又は登記事項証明のとおりに入力してください。
- 金額はアラビア数字(算用数字)で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入力してください。
- 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。
- 応募申込書は記載事項が見えないよう必ず封筒に入れ封緘して持参又は郵送してください。

記入例

(様式第1号)

応募申込書

令和6年〇月〇日

近畿財務局

大津財務事務所長 殿

応募者

住所又は所在地 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名又は名称 近畿 太郎

(法人の場合は) 株式会社□□□□□

代表取締役社長 △△△△

提案内容

使用用途 事務所（付随する軽作業を含む）用スペースとして使用

所在地 滋賀県大津市御陵町1 別所合同宿舎

区分 ①建物 ②土地

数量 ①居室 3戸 計 153.57 m²

②駐車区画 13台分 計 162.5 m²

提案価格

金額	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
	¥	○	○	○	○	○	○	○

(①建物及び②土地の使用料年額合計（税抜き）を記入してください)

注意

- 住所（又は所在地）と氏名（又は名称）は住民票又は登記事項証明のとおりに入力してください。
- 金額はアラビア数字(算用数字)で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入力してください。
- 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。
- 応募申込書は記載事項が見えないよう必ず封筒に入れ封緘して持参又は郵送してください。

(様式第2-1号)

誓約書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式2-2により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

近畿財務局大津財務事務所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式第3号)

別所合同宿舎の空き室及び駐車場の空き区画を使用する者の募集に関する
質問書

(提出期限：令和6年12月19日(木曜日) 17時必着)

質問項目	
質問事項	

※複数の質問及び意見等をまとめて記入しないで下さい。

氏名又は名称

連絡先 担当者名

TEL

令和 年 月 日

近畿財務局大津財務事務所長 殿

申請者 住 所
名 称
氏 名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所 在
 - (2) 区 分
 - (3) 数 量

- 2 使用しようとする理由

- 3 利用計画(事業計画)

- 4 使用しようとする期間

- 5 その他参考となるべき事項

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

近畿財務局大津財務事務所長

（登録番号：T8000012050001）

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は判決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 滋賀県大津市御陵町1 別所合同宿舎

区 分 ①建物（居室） ②土地（敷地）

数 量	①1011号室	40.55㎡	(倉庫3㎡含む。)
	1012号室	45.28㎡	(倉庫3㎡含む。)
	1013号室	67.74㎡	計 153.57㎡
	②駐車区画	12.5㎡×13区画	=162.5㎡
	使用部分	別図のとおり	

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を事務所（付随する軽作業を含む）用スペース及び車両の駐車スペースの用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和7年2月10日から令和9年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により許可者に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和7年2月10日から令和7年3月31日までの使用料は、

円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて許可者から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年分の使用料を許可者から通知する。
- 3 前2項に定めるもののほか、使用を許可された者は、使用を許可された物件の所在する宿舍の入居者から構成される自治会等に対し、共益費（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）を支払うとともに、許可物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当所歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 許可者は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついで特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって許可者の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について大津財務事務所長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 許可者は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合

は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 許可者は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 許可者が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、許可者が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 許可者が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他許可者が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、許可者は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、許可者に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 許可者は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、許可者の決定するところによるものとする。

(使用に当たっての留意事項)

第16条 使用を許可する物件は、別所合同宿舍として入居者の居住の用に供しているため、車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、事故等についてはすべて使用許可された者の責任で解決すること。また、窃盗、損傷等の事故により、使用許可された者が受けた損害については、許可者は一

切その責任を負わない。

- 2 建物内での作業に伴う騒音・臭い・振動等で入居者とトラブルになることが無いよう注意するとともに、トラブルが生じた場合は、使用許可された者の責任で解決すること。

(近隣調整)

第17条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、合同宿舍の自治会に使用計画の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

(以 下 余 白)